

公益財団法人高知県消防協会旅費規程

平成 25 年 4 月 1 日

改正 平成 27 年 2 月 3 日

(適用範囲)

第 1 条 公益財団法人高知県消防協会（以下「協会」という。）の用務のため出張する役員及び評議員並びに職員（以下「役員等」という。）に対して支給する旅費については、この規定で定めるところによる。

(旅費の種類)

第 2 条 この規定による旅費は、国内旅費とする。

(旅行命令簿)

第 3 条 旅費の支給を伴う旅行については、旅行命令簿を作成する。

(旅費の支給)

第 4 条 旅費は、次の場合に支給する。

- (1) 役員等が旅行命令により出張したとき。
- (2) 役員等以外の者が、協会の依頼に応じ、協会の用務を補助するために出張したとき。

(旅行命令者)

第 5 条 旅行命令者又は出張依頼者は、事務局長とする。

(旅費の概算払等)

第 6 条 旅費は、出張の完了後、本人の請求に応じて支給する。ただし、支給見込額の範囲内で、あらかじめ概算払いをすることができる。

2 旅費（概算払いに係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払いに係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、事務局長に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部の提出をしなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったためその旅費の必要が明らかにされなかった部分の全額の支給を受けることができない。

(旅費の支給)

第 7 条 国内旅費は交通費、日当、宿泊料、宿泊諸費及び旅行雑費とし、別表第 1 に規定する額を支給する。ただし、出張の性質上又は特別の事情により必要があると認めるときは、旅費を減額することができる。

2 日当は出張日数に応じて、宿泊料は宿泊日数に応じて支給する。

3 支給金額及び旅費の計算方法等については、平成 19 年 1 月 4 日適用の高知県職員の例に準じて定めているため、高知県職員の例に変更が生じた場合は、その都度変更することができる。

(旅費の計算)

第 8 条 交通費は最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。ただし、用務上の必要、天災その他やむを得ない事由により最も経済的な経路及び方法にとって出張し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(鉄道賃の計算)

第9条 鉄道賃は別表2に定めるところにより、旅客運賃、急行料金及び座席指定料金の実費で支給する。

(近距離出張)

第10条 出発地同一起点の区域内及び出発地からの路程が4キロメートル未満である起点の区域に 出張する場合は原則、旅費は不支給とする。

(駐車料)

第11条 駐車料は次の場合、実費で支給する。

- (1) 翌日早朝出張のため、前日に荷物を積載するため駐車する場合。
- (2) 出張日に出張するまで駐車する場合。
- (3) 出張場所において駐車する場合。
- (4) 出張のため高知空港周辺に駐車する場合。

(委任)

第12条 この規定に定めるほか、この規定の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則(平成27年2月3日)

この規定は、平成27年2月3日から適用する。

別表第1 (第7条関係)

鉄道賃	実費	
航空賃	実費 (宿泊を伴う場合はパックを活用する)	
車賃	1キロメートルにつき29円(切り捨て)	
日当	0円	
宿泊料	宿泊料(下表の金額の枠内の実費)	宿泊諸費
宿泊料	①東京特別区 10,000円	①東京特別区 3,400円
宿泊諸費	②甲地方 8,100円	②甲地方 2,800円
	③乙地方 7,300円	③乙地方 2,500円
旅行雑費	1日につき1,000円(東京の場合) 1日につき500円(東京以外の県の場合) 四国内及び岡山県の場合は0円	

(注) ②甲地方とは埼玉県さいたま市、千葉県千葉市、神奈川県横浜市、同県川崎市、愛知県名古屋市、京都府京都市、大阪府大阪市、同府堺市、兵庫県神戸市、福岡県福岡市及び広島県広島市

③乙地方とは甲地方に該当する都市及び東京都特別区以外の地域

別表第1（第9条関係）

出張区分	運賃及び特別料金等
片道25キロメートル以内	旅行運賃、普通急行料金、特別急行料金
片道25キロメートル以上	旅行運賃、普通急行料金、特別急行料金 座席指定料金